

仕 様 書

1. 件名 (長期継続契約) 中央こども館印刷機賃貸借
2. 賃貸借期間 令和7年9月1日から令和13年8月31日まで(72ヶ月)
ただし、長期継続契約であるため、次年度以降において本件の歳出予算について減額又は削除があった場合には、契約を変更又は解除することができるものとする。
3. 契約形態 リース契約
4. 納入期限 令和7年8月31日
5. 担当部課 市川市こども部こども施策課中央こども館
6. 賃貸借物件 印刷機 1台
7. 納入場所 市川市鬼高1丁目1番4号 中央こども館
8. 物件設置場所 市川市鬼高1丁目1番4号 中央こども館
9. 物件仕様 (1) 印刷方式：孔版印刷
(2) 解像度 : 読み取り 600dpi×600dpi
: 書き込み 300dpi×600dpi
(3) 用紙サイズ：最大 A3サイズ相当、最小 ハガキサイズ相当
(4) インク供給方式：全自動(1000ml/本)
(5) マスター給版方式：全自動(200版/ロール 以上)
(6) マスター排版方式：全自動(50版 以上)
(7) 電源 : AC100V 50Hz
(8) 大きさ : 給紙台・排紙台使用時
1500 mm (W) × 800 mm (D) × 1200 mm (H) 以内
10. 消耗品 (1) 設置時、すぐに使用するために必要な消耗品(黒インク及びマスター)は附属すること。
(2) 賃貸借期間中に必要な消耗品(インク及びマスター)については賃借人の負担とする。
11. 搬入等 (1) 賃借料には、搬入・設置費用を含めること。
(2) 搬入日時については、賃借人と協議の上、その指示に従うこと。
(3) 搬入後、製品の使用方法について賃借人に説明すること。
(4) 搬入(現場組立等)際に発生した梱包材、養生材は賃貸人が責任をもって引き取ること。
12. 保守について 賃貸借物件の保守については、別途保守契約を締結するものとする。
13. 契約不適合責任
本契約における賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から一年以内の間

に賃貸人に対する書面による通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

14. 動産保険の付保

賃貸人は賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

15. 公租公課 公租公課は賃貸人の負担とする。

16. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

17. 賃貸借契約期間の満了後は、物件を速やかに撤去するものとし、これに要する費用は賃貸人の負担により、賃貸借物件のすべてを撤収すること。なお、市川市は賃貸借期間終了時に賃貸借物件の再リースを求めることができるものとする。